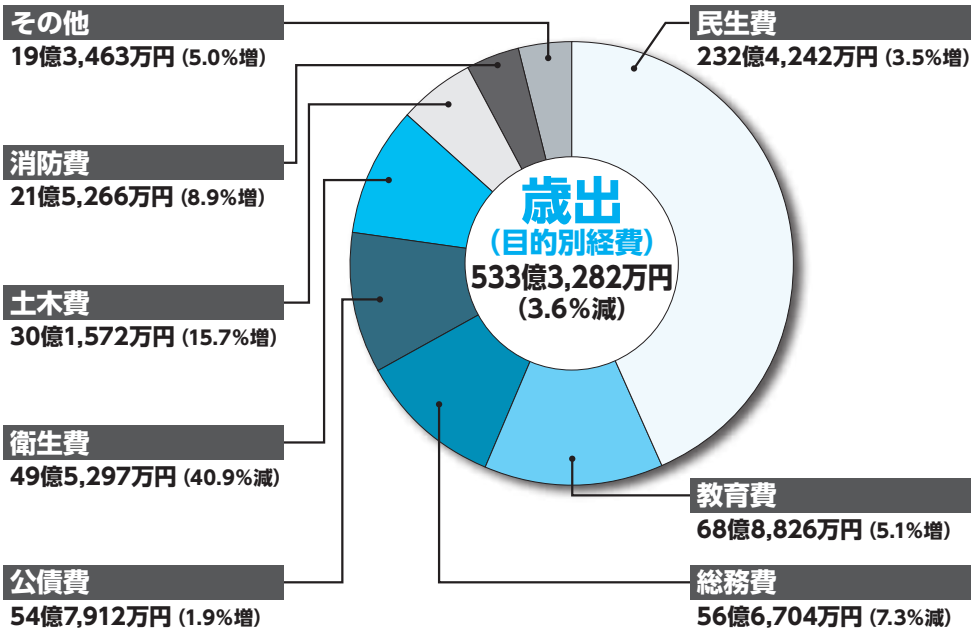


歳出（目的別経費）

目的別経費とは、どのようなサービスにお金を使うかという目的に着目して分類した経費のこと。グラフの（ ）内は前年度比。



一人当たりに換算すると…

決算額（一般会計）		市税額	
26万9,735円/人		14万5,795円/人	
前年度 28万1,989円/人		前年度 14万3,339円/人	
民生費	高齢者・障害者・児童の福祉など	11万7,550円	
教育費	学校の管理運営や整備、文化・スポーツ振興など	3万4,838円	
総務費	市の運営や市民活動、防犯・防災など	2万8,662円	
公債費	長期借入金の返済金など	2万7,711円	
衛生費	医療、保健、ごみ処理、環境保全など	2万5,050円	
土木費	道路、橋、公園の整備など	1万5,252円	
消防費	消防活動や施設の維持・管理、救急活動など	1万 887円	
その他	議会や農業・商工振興など	9,785円	

※平成30年3月31日現在（197,723人）を基に一人当たりの決算額を計算しています。

一般会計の特徴

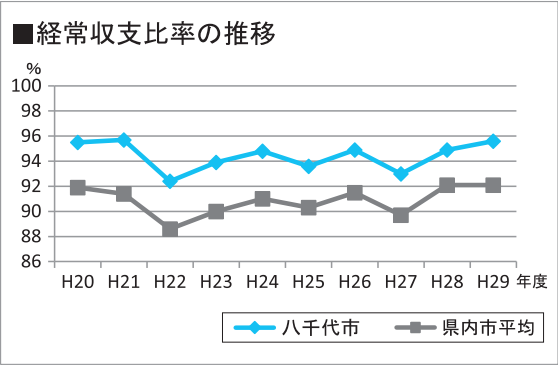
市の会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計の3つに分かれています。29年度に使った金額は合計で982億7,269万円です。特徴としては、清掃センターの焼却炉改良工事が28年度に完了したことなどにより、普通建設事業費が大幅に減り、歳出額が減少したことが挙げられます。財政調整基金と、特定目的のための基金を合わせた年度末の基金残高は、前年度と比べ23.5%増の45億8,511万円となりました。地方財政法第7条第1項により、剰余金のうち1/2以上の金額を基金へ積み立てまたは地方債の繰り上げ償還の財源へ充てなければならないとされています。剰余金20億7,047万円のうち10億4,000万円を財政調整基金に積み立て、残りは30年度に繰り越しました。

経常収支比率は95.6%に

地方税のように、使い道が限定されず、毎年度経常的に収入される財源である“経常一般財源”に対して、人件費・公債費や扶助費などの義務的経費のほか、物件費の一部など、毎年度経常的に支出される経費である“経常的経費”が占める割合を経常収支比率といいます。この比率が高いほど、財政的なゆとりがなくなくなり、投資的経費や新たな住民要望に使える財

源が少なくなります。

市の29年度の経常収支比率は、扶助費や物件費などの増加により、対前年度比0.7ポイント増の95.6%と上昇しました。



一般会計基金・市債等の残高

財政調整基金は、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金です。市債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が複数年度にわ

【一般会計基金・市債・債務負担行為残高】

基金残高 (うち財政調整基金)	市債残高	債務負担行為残高
45億8,511万円 (19億4,627万円)	545億8,536万円	166億2,461万円
2万3,190円/人 (9,843円/人)	27万6,070円/人	8万4,080円/人

※29年度末残高。下段は、一人当たりの残高

たって行われるものです。債務負担行為は、複数年度の契約など、将来にわたって支払うことを約束することです。

特別会計

特別会計は、保険料や使用料などの特定の収入がある事業ごとに会計を設け、一般会計と分けて経理することで、収支をはっきりさせているものです。市には4つの特別会計があり、それぞれの決算状況は、下の表のとおりです。

区 分	歳入 (対前年度比)	歳出 (対前年度比)
(1)国民健康保険事業	209億7,841万円 (4.1%減)	202億 828万円 (5.2%減)
(2)介護保険事業	111億3,415万円 (6.0%増)	109億1,273万円 (6.0%増)
(3)墓地事業	4,692万円 (6.7%減)	4,685万円 (6.7%減)
(4)後期高齢者医療	21億4,968万円 (7.1%増)	21億1,504万円 (6.3%増)
合 計	343億 916万円 (0.4%減)	332億8,290万円 (1.1%減)

この特集は次ページに続きます

ごみは8時30分までに出しましょう

ごみの回収は、8時30分から行います。収集ルートは、その日の量や交通状況等により変わりますので、時間までに出不しないと、すでに回収が終わっていて、ごみを取り残される集積場所が出てきてしまいます。ごみは8時30分までに出しましょう。ご協力をお願いします。

不法投棄通報受付専用電話	粗大ごみ受付専用電話
フリーダイヤル（ファクス兼用） 0120-844-530	(収集依頼受付・要予約) 483-4506 平日9時～16時30分 (祝日を除く)

11月の資源物・ごみ収集日

コース	該 当 地 域	指 定 袋 使 用		資 源 物		
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック	
1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	6(第1火) 20(第3火)	月・水・金	木	土 3日は休み	
	2	八千代台北	13(第2火) 27(第4火)			23日は休み
	3	八千代台西、八千代台南	6(第1火) 20(第3火)			
	4	八千代台東	13(第2火) 27(第4火)			
5	上高野	7(第1水) 21(第3水)	火・木・土	金 23日は休み	月	
6	村上団地	14(第2水) 28(第4水)	3日は休み			
7	村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北	7(第1水) 21(第3水)				
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内	14(第2水) 28(第4水)				

コース	該 当 地 域	指 定 袋 使 用		資 源 物		
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック	
9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	1(第1木) 15(第3木)	月・水・金 23日は休み	火	土 3日は休み	
	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)				8(第2木) 22(第4木)
	11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)				1(第1木) 15(第3木)
	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)				8(第2木) 22(第4木)
13	勝田台	2(第1金) 16(第3金)	火・木・土 3日は休み	水	月	
14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	9(第2金) 休み(第4金)				
15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	2(第1金) 16(第3金)				
16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台 島田、桑橋、桑納、大学町	9(第2金) 休み(第4金)				

◆お問い合わせ先は、クリーン推進課(483)1151(代表)または清掃センター(483)4521へ

◆お問い合わせは、クリーン推進課 電話（483）1151（代表）または清掃センター 電話（483）4521へ